

令和7年度離島における電気自動車等購入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人 鹿児島県環境技術協会（以下「協会」という。）は、離島における電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するため、予算の定めるところにより、離島における電気自動車等購入支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 離島

別表第1に示した離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域（鹿児島県内の地域に限る。）及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島の区域をいう。

(2) 電気自動車

搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。

(3) プラグインハイブリッド自動車

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

(4) 事業所

工場・事業場、事務所、店舗その他これらに類するものをいう。

(5) クレジット契約等

割賦、ローン、クレジットによる支払いの契約をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、法人（国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える者を除く。）若しくは個人事業者（以下「法人等」という。）又は住所地が離島である個人であって、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

(1) 県税に未納がないこと。

(2) 鹿児島県暴力団排除条例（平成26年度鹿児島県条例第22条）第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」「暴力団員等」及び「暴力団関係者」に該当しないこと。

(補助対象の要件)

第4条 本補助金の交付の対象となる電気自動車等は、別表2に掲げる要件を満たすものとする。また、補助金の申請にあたっては別表第3の要件を満たしていること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 本補助金の交付の対象経費は、電気自動車等の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とし、これに対する補助金額は、1台あたり20万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書兼補助金交付請求書は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金交付申請書兼補助金交付請求書に添付すべき書類は、別表第4に定める書類とする。

3 補助金の交付申請は別表5に示す内容により実施する。

4 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とならないため、本要綱を熟読の上、注意して作成すること。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定による条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、離島における電気自動車等購入支援事業補助金交付要綱（本要綱）に従わなければならない。

(補助金の交付申請の受理)

第8条 協会は、第7条の規定による申請を先着順に受理するものとし、不備のない書類となってから申請を受理し受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えることが見込まれる日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

2 前項の規定にかかわらず、予算超過日において複数の申請があった場合は、消印の早いものを優先し、消印が同日の場合は協会において受付順位の抽選を行う。また、受理した申請に係る補助金の交付額の合計が予算額を超えない範囲で受理するものとする。

3 協会は申請内容が必要な要件を満たしていない申請については受理しない。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第9条 協会は、第8条第1項の規定による補助金交付申請書兼補助金交付請求書を受理した場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付確定通知書兼支払通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、補助金交付申請書兼補助金交付請求書受理から約2か月以内に銀行振込により交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 協会は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は協会の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 協会は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその決定の内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 協会は、補助金の交付の決定及び交付額の確定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 13 条 補助事業者は、第 11 条第 1 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

4 協会は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を遅延させないため執った措置、当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、協会に提出しなければならない。

(取得財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

(財産処分等の制限等)

第 15 条 取得財産等については、購入した日から 4 年（運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両にあっては、3 年。以下同じ。）を経過する日まで（以下「処分制限期間」という。）に処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）又は使用の本拠が、離島ではなくなることをい

下「処分等」という。)を制限する。

- 2 補助事業者は、処分制限期間内に取得財産等を処分等しようとするときは、あらかじめ財産処分等承認申請書（別記第3号様式）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認に当たって、その取得財産等の処分等が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして別表第6に掲げるものにあつては、協会は補助金相当額の返納を求めないものとする場合がある。
- 4 第2項の規定により協会の承認を受け、取得財産等の処分等を行うことにより収入があつたときは、協会はその収入の全部又は一部を納付させることができる。
- 5 第13条第3項から第5項までの規定は、前項の納付について準用する。
- 6 協会は、第12条の規定により補助金の返還を求めた者及び第4項の規定により納付を求めた者から新しい申請がされた場合は、その納付が完了したことを確認するまで、その申請に係る補助金の交付決定をしないものとする。

（立入検査等）

第16条 協会は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその住居、事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

（証拠書類の保管）

第17条 補助事業者は、本補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を令和12年3月末日まで保管しなければならない。

（事業成果の報告）

第18条 補助事業者は事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、県が実施するアンケート等に協力すること。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月2日から施行する。
- 2 令和8年3月14日以降におけるこの要綱の適用にあたっては、「協会」とあるのは「鹿児島県知事」に読み替えるものとする。

別表第 1

離島振興法第 2 条第 1 項に規定する離島振興対策実施地域（令和 5 年 1 月 2 5 日）

地域名	島名	市町村名
長島地域	獅子島	長島町
桂島地域	桂島	出水市
甑島地域	上甑島、中甑島、下甑島	薩摩川内市
新島地域	新島	鹿児島市
種子島地域	種子島、馬毛島	西之表市、中種子町、南種子町
屋久島地域	屋久島、口永良部島	屋久島町
南西諸島地域	竹島、硫黄島、黒島、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島	三島村、十島村

奄美群島振興開発特別措置法第 1 条に規定する奄美群島の区域（令和 4 年 6 月 1 7 日現在）

島名	市町村名
大島本島 （奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島）	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町
喜界島	喜界町
徳之島	徳之島町、天城町、伊仙町
沖永良部島	和泊町、知名町
与論島	与論町

別表第2

電気自動車等の要件

- ① 使用の本拠が、離島であること。
- ② 一般社団法人次世代自動車振興センターが定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1「銘柄ごとの補助金交付額」における電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の表に掲載されている型式であること。
- ③ 初度登録された車両（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。
- ④ 令和7年1月16日以降に初度登録された車両（新車購入に限る。）であること。
- ⑤ 代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること。ただし、手形を除く。
- ⑥ 鹿児島県の他の補助金の交付を受けるものではないこと。
- ⑦ その他必要に応じて協会が定めること。

別表第3

補助金交付申請に当たって必要な要件

- ① 補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。別表第4に同じ。）は車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者又は使用者であること。
ただし、リースの場合は、申請者はリース会社であり、自動車検査証上の所有者はリース会社、使用者は当該車両のリースを受けるリース使用者であること。
クレジット契約等を利用する場合は、申請者はクレジット契約等の契約者であること、所有者は自動車会社又はクレジット会社であること。その際、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての支払証憑(写し)等が必要である。
また、法人等による申請及び法人等が申請車両のリース使用者である場合に限り、当該法人等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として自動車保管場所証明書を取得したことによって自動車検査証上の使用者となっている場合も申請を認める。
- ② リースの場合は、リース期間は原則として処分制限期間（要綱第15条財産処分等の制限等参照）以上であること。また、補助金はリース会社に交付されるので、リース会社は、補助金相当額を反映したリース料金を設定すること。
- ③ 自動車を製造又は販売する業を営む者が申請者（リースの場合はリースを受けるリース使用者）となる場合は、申請者（リースの場合はリースを受けるリース使用者）が申請車両と同種の車両を製造又は販売していないこと。
- ④ 一つの年度に申請する台数は、申請者（リースの場合はリースを受けるリース使用者）につき、法人等は2台以内、個人は1台であること。
- ⑤ 申請者（リースの場合はリースを受けるリース使用者）は、鹿児島県が毎年度実施する車両の利用状況等に関するアンケート調査に回答すること。
- ⑥ 申請車両を処分制限期間内に処分、又は離島での使用継続が困難になった場合は、あらかじめ協会の承認を受け、指示された補助金額を返納すること。
- ⑦ その他必要に応じて協会が定めること。

別表第 4

補助金交付申請書に添付すべき書類

- ① 鹿児島県税について未納がないことの証明書（地域振興局が発行する「納税証明書」発行から 3 か月以内のもの）の原本
- ② 申請者を確認する書類
 - ア 申請者が法人（リース会社を除く）の場合は、商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（発行から 3 か月以内のもの）の原本
 - イ 申請者が個人事業主の場合は、直近年度の確定申告書（第一表）の写しおよび、下記ウに示すもの
 - ウ 申請者が個人の場合は、本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証又は住民票、マイナンバーカード（氏名、顔写真、住所等が記載された表面のみ）等）の写し
 - エ 申請者がリース会社の場合は、リース会社自身に関する上記アの書類及び当該車両の使用者に関し、それが法人の場合は当該法人に係る上記アの書類、それが個人事業主の場合は上記イの書類、それが個人の場合は当該個人に係る上記ウの書類
- ③ 申請車両及び車両代金の支払い及び使用の本拠を確認できる書類
 - ア 自動車検査証記録事項の写し
 - イ 自動車検査証記録事項に記載の車両の使用の本拠と異なる場所に車両の使用の本拠を置く場合はその理由と車両の使用の本拠となる場所の住所を示す書類
 - ウ 車両代金支払証憑^注の写し
 - エ リース目的で取得した車両を申請する場合については、リース契約書（自動車賃貸借契約書）の写し
- ④ リース車両の場合は、貸与料金の算定根拠明細書（別記第 4 号様式）

このリース料金算定根拠明細書のリース料金は、補助金相当額が月々のリース料金の引下げに反映されたものであること。
- ⑤ クレジット契約等により車検証上の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書又は使用者が契約者である任意自動車保険契約書（これらが無い場合は、補助金の申請者と当該車両の使用者が一致することを証する書面）の写し
- ⑥ 法人による申請及び法人が当該車両のリースを受ける者である場合で、自動車検査証上の使用者が当該法人の役員又は従業員となる場合にあっては次の書面
 - ア 車両を適正に管理・使用することに関する関係者連名の確認書（別記第 5 号様式）
 - イ 法人と自動車検査証上の使用者の関係が分かる書類（在職証明書）（別記第 6 号様式）
- ⑦ 振込先銀行口座の銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が分かる書類（預金通帳の写し等）
- ⑧ 提出書類チェックリスト
- ⑨ その他必要に応じて協会が定めるもの

注 支払証憑(写し)とは、申請者宛ての領収証（購入者が受領したものの写し）、又は銀行振込み等で領収証の無いものについては、銀行発行の振込証明書(写し)（銀行の受付印のある振込金受取書、もしくは電子取引の取引完了画面の写し等）等とする。

なお、支払証憑を補完する書類として次のものが必要となる場合がある。

- ・支払証憑の記載金額が、車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額が分かる内訳明細表。
- ・申請者が車両代金の支払いのためクレジット契約等を利用した場合は、車両販売会社からクレジット会社等に宛てた領収証の写し。当該領収証には、申請者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と申請者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

別表第5

補助金交付申請

① 補助金の交付申請期間

令和7年6月13日（金）～令和8年1月15日（木）

※ ただし、上記期間にかかわらず、予算の上限に達したときは、受付を終了します。

② 補助金の申請先等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数、提出方法等については、次のとおりとします。

(1) 提出期限：令和8年1月15日（木）消印有効

(2) 提出先：〒891-0132 鹿児島県鹿児島市七ツ島一丁目1番地5

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会

E V等補助金担当

(3) 提出部数：1式

(4) 提出方法：郵送（簡易書留又はレターパック）

※FAXまたは電子メール、持参による提出は受け付けません。

(5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

(6) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。また、提出後の申請書類については、原則として、資料の追加は不可とし、採択、不採択にかかわらず返却いたしませんので御了承ください。

別表第6

取得財産等の処分等の承認に当たって補助金相当額の返納を求めないもの

① 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合

② 取得財産等が申請者に過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合

③ その他協会が特に認める場合